指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名:株式会社ホンダ四輪販売南・東北(法人番号4370001002194) 業 者 の 住 所:宮城県仙台市宮城野区扇町1丁目6-36

2. 指名停止措置期間:令和4年10月7日から令和4年11月6日まで(1か月)

3. 指名停止措置の範囲:全国

4. 事 実 概 要:

株式会社ホンダ四輪販売南・東北は、東北防衛局に対し、入札及び契約に係る権限を支店である扇町東店に委任し、受任した支店は、入札に参加し落札決定後、令和4年9月13日に契約締結を辞退しことから、国の業務執行を停滞させた。

5. 指名停止措置理由:

上記事実が「総部品および役務の調達に係る指名停止等の要領について(通達)」別表第8項(不正又は不誠実な行為)に該当すると認められるため。

	措	置	要	件			期	間
(不正又は不誠実な行為)								
この表の他の項に掲げる場合のほか、業務に関し						当該認定した日から起算して		
不正又は不誠実な行為をし、装備品等又は役務の調						1か月以上9か月以内		
達に係る契約の相手方として不適当であると認めら								
れるとき。								